JOSS2019セッション
「研究データのライセンス表示ガイドラインの実践に向けて」

DIASにおけるデータ利用規約の事例

2019-05-27

東京大学　地球観測データ統融合連携研究機構
小野雅史
一般財団法人　リモート・センシング技術センター
福田　徹

DIAS http://www.diasjp.net/

地球環境分野の研究データ共有基盤

- DIAS1期: 2006-2010年 (※第3期科学技術基本計画)
  「データ統合・解析システム (**DIAS**)」
- DIAS2期: 2011-2015年 (※第4期科学技術基本計画)
  「地球環境情報統融合プログラム (**DIAS-P**)」
  「グリーンネットワーク・オブエクセレンス
  環境情報分野 (**GRENE-ei**)」
- DIAS3期：2016年-2020年 (※第5期科学技術基本計画)
  「地球環境情報プラットフォーム
  構築推進プログラム(**DIAS-PF**)」
  「基幹アプリケーション・フィジビリティスタディ(**DIAS-FS**)」

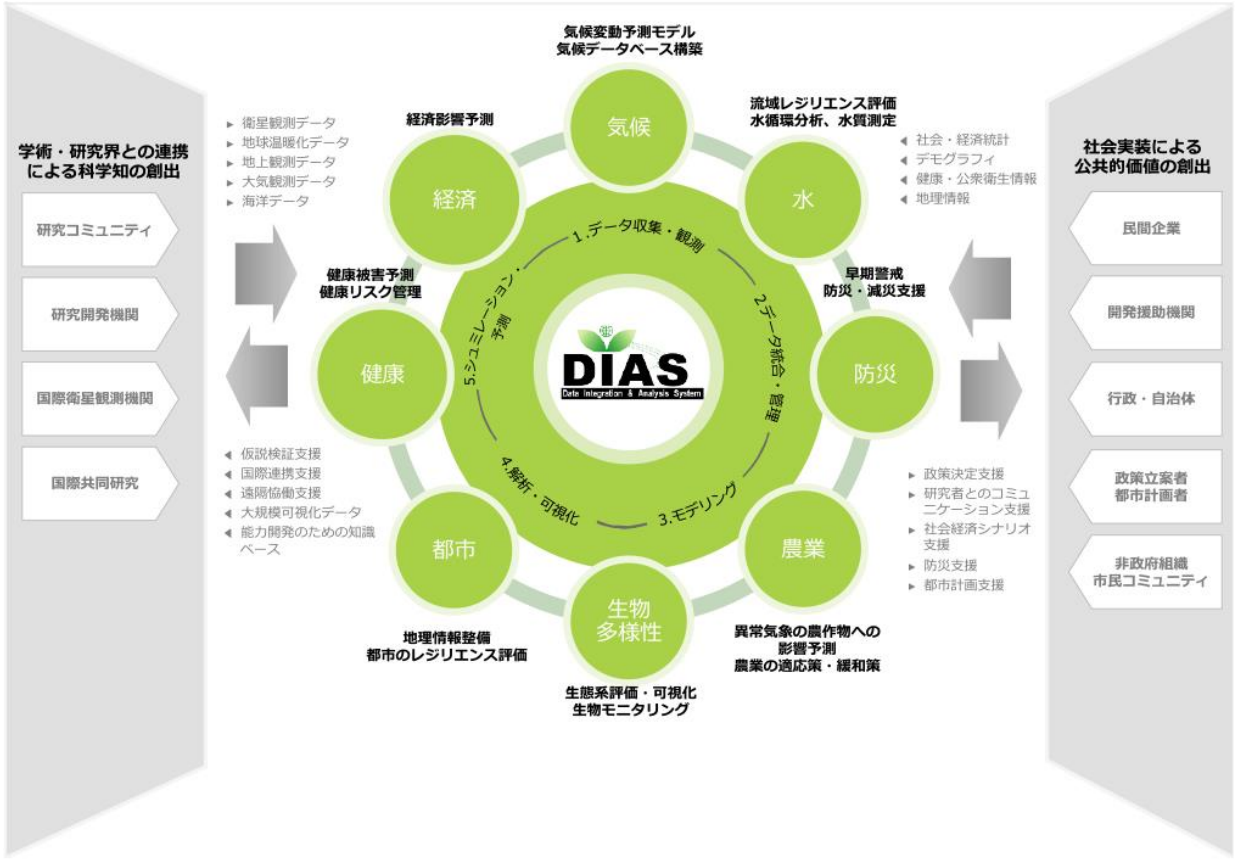

DIASにアーカイブされているデータ

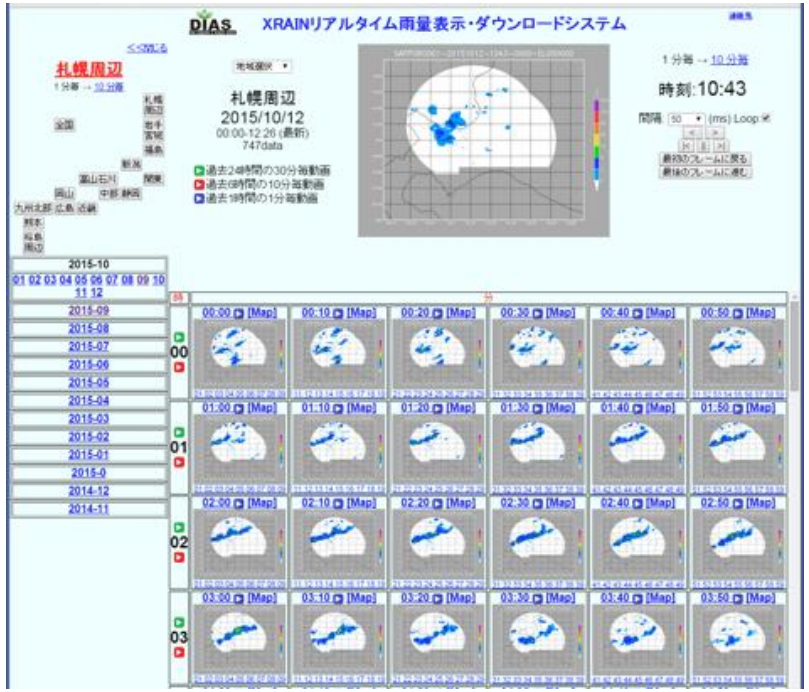

XRAIN

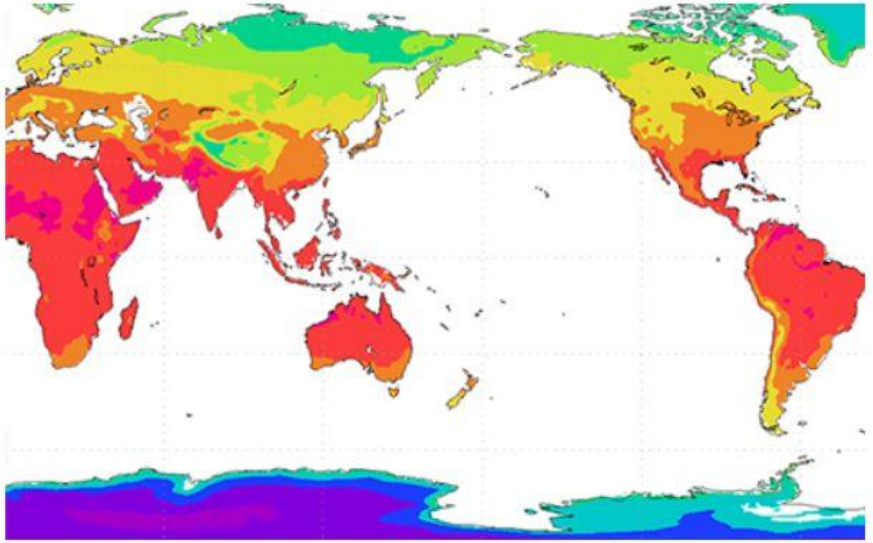

CMIP

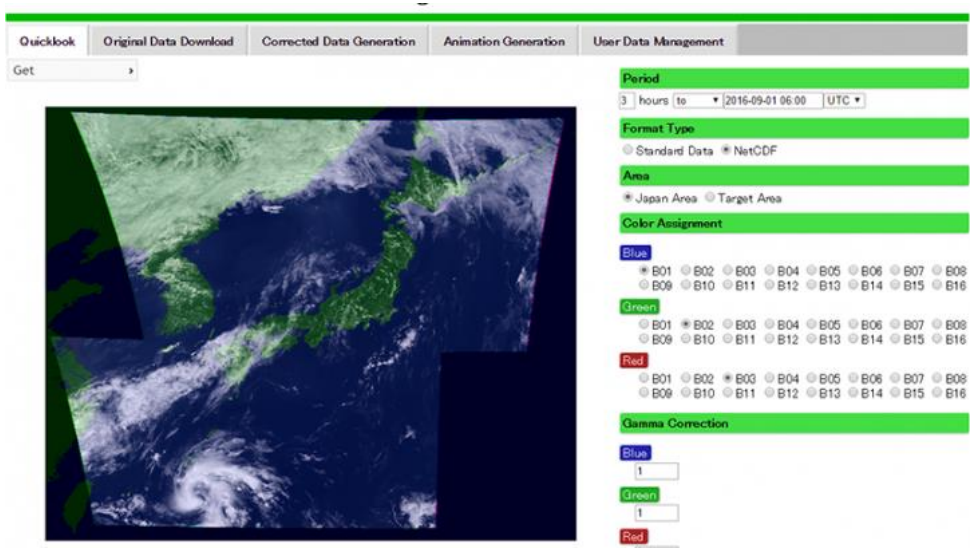

ひまわり8号

DIASの対象

- Q1.開示対象は？
  - 1. 研究に用いる又は用いたデータ（元データ、派生データ）
  - 2. 非-研究データ（メタデータ、試料・サンプルなど）
  - 3. 論文などの著作物
  - 4. 使用環境
- Q2.利用条件は？
  - 1. 選択肢から選びたい
  - 2. 自身で詳しく指定したい
- Q3.公開の制限はあるか？
  - 1. 所属機関（部署）、研究助成機関などのポリシー
  - 2. 共同研究契約や個別の契約
  - 3. 個人情報を含む場合
  - 4. 国家安全保障などに係る場合
  - 5. 出願中の知財、商業化を想定した研究に係る場合
  - 6. 分野・研究コミュニティの慣習など
- Q4.開示先は？
  - 1. 分野別データリポジトリ
  - 2. 機関リポジトリ
  - 3. 汎用リポジトリ

DIASのデータポリシー

- 概要
  - DIASのデータ利用ポリシーは、第一にデータ提供機関のデータ利用規約が優先します。
  - データ提供機関が利用規約を定めていない場合は、以下のDIASプロジェクトデータ利用規約が適用されます。

- DIASプロジェクトデータ利用規約
  - 利用者は、データ提供者が示すデータ利用規約がある場合はそれを優先し従うこと
  - 利用者は、DIASデータセットを研究及び教育目的に利用することができる（注1）
  - 利用者は、DIASデータセットの内容を改変しないこと
  - 利用者は、DIASデータセットを第三者に提供しないこと
  - 利用者は、DIASデータセットを利用した学会発表・論文発表・誌上発表・報告等を行った場合は、データ引用文に掲載されている文章をカッコ書きで引用すること
  - 利用者は、DIASデータセットを利用した学会発表・論文発表・誌上発表・報告等を行った場合は、公表物の写し（論文の場合は別刷り，口頭・ポスター発表の場合は講演要旨のコピー）をDIAS事務局に提出すること

- **参考:** DIASの活用方法
  - https://diasjp.net/guide/

DIASメタデータ

データ提供者による利用規約

1. 非商用に限る。
2. 第三者への提供しない。
3. GAME Tibet データを用いて論文執筆・発表を行う場合は、事前にデータセットドキュメントに記載されている"Contact person" に連絡をとる。

プロジェクトデータ利用規約

データ統合・解析システム

DIASのデータ利用ポリシーは，第一にデータ提供機関のデータ利用規約が優先します．データ提供機関が利用規約を定めていない場合は，以下のDIASプロジェクトデータ利用規約が適用されます．

1. 利用者は，データ提供者が示すデータ利用規約がある場合はそれを優先し従うこと
2. 利用者は，DIASデータセットを研究及び教育目的に利用することができる（注１）
3. 利用者は，DIASデータセットの内容を改変しないこと
4. 利用者は，DIASデータセットを第三者に提供しないこと
5. 利用者は，DIASデータセットを利用した学会発表・論文発表・誌上発表・報告等を行った場合は，データ引用文に掲載されている文章をカッコ書きで引用すること
6. 利用者は，DIASデータセットを利用した学会発表・論文発表・誌上発表・報告等を行った場合は，公表物の写し（論文の場合は別刷り，口頭・ポスター発表の場合は講演要旨のコピー）をDIAS事務局に提出すること

（注１）

データ提供者による利用規約において，営利目的の利用も許諾されるデータセットに関しては，DIASデータセットとしても基本的に営利目的の利用を可能とするよう，現在準備を進めています．個別の問い合わせは，DIAS事務局までお願いいたします．

［DIAS事務局］

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3丁目17-1　TOKYU REIT 虎ノ門ビル2階

一般財団法人リモート・センシング技術センター

DIAS事務局宛

E-mail： dias-office@diasjp.net

プロジェクト免責事項

データ統合・解析システム

1. DIASは，利用者が本データを利用することによって生じる，いかなる損害についても責任を負わない．
2. DIASは，予告なしに本サイト上の情報を変更・削除・提供を中止することがある．
3. DIASは，提供したデータに関する処理･解析作業についてサポートしない．

データへのアクセス権限管理

- メタデータはオープン
  - 誰でも検索・閲覧可
- データへのアクセス権限

22年度

1. フリーアクセス
   - ただし、ログイン前提
2. ユーザの同意により利用可
   - 「データ使用許諾書」に「同意する」を選択したユーザのみアクセス
   - 研究目的が基本
   - 承認プロセスはない

DIAS内のデータの大多数はこれ

23年度

3. プロバイダの承認により利用可
   - データ提供者による承認プロセスが必要
   - 申請フォームを用意, 自動送信メール等での補助

一部の重要なデータがこれ

24年度

4. その他
   - 相手に応じて個別対応

運用上の問題

- 担当者と連絡がとれない
  - 個人名ではなく部署名で記載
  - 担当者が人事異動
  - アドレスが無効
- データの更新
  - データの内容が更新。例) XRAIN + Cバンドのcomposite
  - 過去のメタデータの記載に追記
  - 追加分のデータに関するメタデータを新規作成して対応など

DIAS 長期再解析プロジェクト（JRA-25）

Data file download with DIAS data download system
データをダウンロード

識別情報

名称	DIAS 長期再解析プロジェクト（JRA-25）
メタデータID	JRA2520181214125748-DIAS20180903143952-ja

問い合わせ先

データセットに関する問い合わせ先

名前	気象庁地球環境・海洋部気候情報課
住所	日本, 100-8122, 東京都, 千代田区, 大手町1-3-4
電子メールアドレス	jra@met.kishou.go.jp

問い合わせ先情報

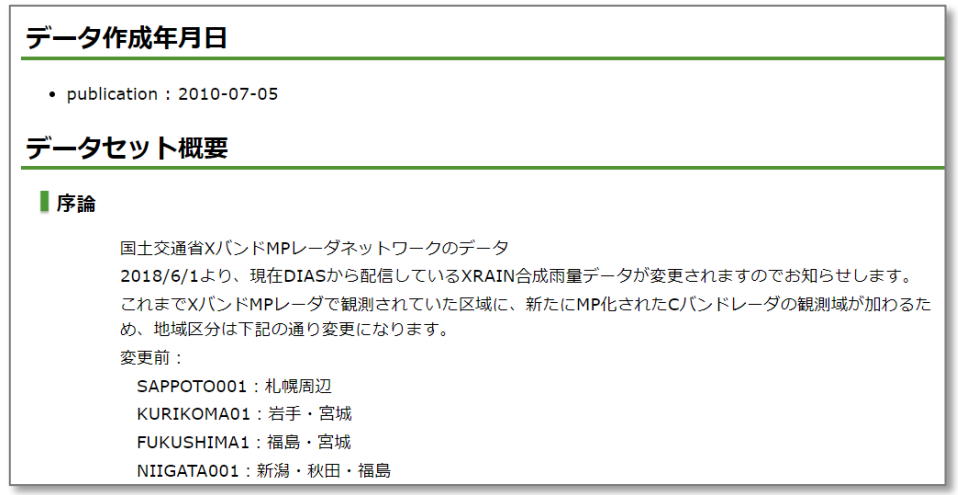

データ作成年月日

- publication：2010-07-05

データセット概要

序論

国土交通省XバンドMPレーダネットワークのデータ
2018/6/1より、現在DIASから配信しているXRAIN合成雨量データが変更されますのでお知らせします。
これまでXバンドMPレーダで観測されていた区域に、新たにMP化されたCバンドレーダの観測域が加わるため、地域区分は下記の通り変更になります。
変更前：
SAPPOTO001：札幌周辺
KURIKOMA01：岩手・宮城
FUKUSHIMA1：福島・宮城
NIIGATA001：新潟・秋田・福島

XRAIN全体のメタデータ

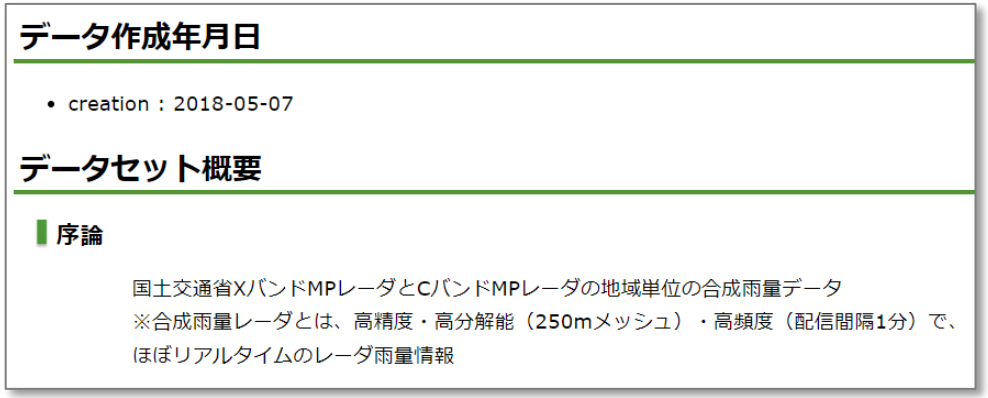

データ作成年月日

- creation：2018-05-07

データセット概要

序論

国土交通省XバンドMPレーダとCバンドMPレーダの地域単位の合成雨量データ
※合成雨量レーダとは、高精度・高分解能（250mメッシュ）・高頻度（配信間隔1分）で、ほぼリアルタイムのレーダ雨量情報

Xrain Compositeデータに関するメタデータ

DIASのビジネス展開に係る検討

DIAS第3期事業（JFY2016-2020）の目標

- 基幹アプリの実現性獲得、新規アプリの探索及び開発支援
- 萌芽アプリの積極的な探索

- 国費のみによらない持続可能なプラットフォーム運営体制の構築

= データまたはアプリに基づくサービスにより国費以外の収入を得る

DIASのビジネス展開における課題：特にデータ利用に関し

（プラットフォーム側）

- 多様なデータ作成者と提供者のデータ利用規約の把握
  - ✓ 研究者、研究開発法人、公的機関、民間企業、個人　etc.
  - ✓ データ作成者・提供者のデータ利用規約を尊重することが原則
- 外部へのデータの提供に関しどこまで保証するか
- データ利用に起因して生じた責任、損害に対する免責の確保

（データを商用利用する利用者側）

- 関心事項：ビジネスモデルによる
  - ✓ データ改変の可否、二次配布の可否、データに基づく高次成果物の権利　etc.
- 懸念点
  - ✓ データ権利者が全て把握されているか？
  - ✓ データ権利者のデータ利用規約は明確か？
  - ✓ 利用規約変更のリスクは？
  - ✓ データ提供の継続性